

重要なお知らせ：ダウンロード、インストール、コピー、または使用前に、製品利用に関する下記契約条件をお読みください。本製品をダウンロード、インストール、コピー、または使用することにより、お客様はこれらの条件に対する同意を表明したことになります。

ソフトウェア使用に関するエンドユーザライセンス契約

本ソフトウェア使用契約（以下「本契約」とします）は、Einsteinova 24, 851 01 Bratislavaに所在し、ブラチスラバ第1地方裁判所の有限会社部門（District Court Bratislava I. Section Sro）において掲載番号3586/B, BIN: 31 333 535として商業登記されている、ESET, spol. s r. o.（以下「供給者」とします）と、自然人または法人であるお客様（以下「エンドユーザ」とします）との間で締結され、お客様に本契約の第1条で定義する本ソフトウェアを使用する権利を付与するものです。本契約の第1条で定義する本ソフトウェアは、光記憶媒体への格納、電子メールでの送付、インターネット経由でのダウンロード、供給者のサーバからのダウンロード、または後述の条件および状況下におけるその他の供給元からの取得が行えます。

本契約は購入契約ではなく、エンドユーザの権利に関する合意事項を定めるものです。供給者は、本ソフトウェアのコピーおよびこれが商業包装にて供給される物理的媒体（存在する場合）のほか、本契約に基づきエンドユーザが権利を付与される本ソフトウェアのすべてのコピーの、所有者であり続けます。

ダウンロード、インストール、コピー、または使用時に[同意します (I Accept)]ボタンをクリックすることで、お客様は本契約の条項および条件に対し同意を表明したことになります。本契約の条項のいずれかに同意しない場合は、速やかに[拒否 (Decline)]または[同意しません (I Do Not Accept)]ボタンをクリックし、ダウンロードまたはインストールをキャンセルして、本ソフトウェア、インストール媒体、基礎ドキュメントを破棄、またはこれらをESETもしくは本ソフトウェアの購入先へ返却してください。

お客様には、本ソフトウェアを使用することにより、お客様が本契約を読了かつ理解し、本契約条項による拘束に同意したことになることと了承していただきます。

1. 本ソフトウェア

本契約に記載の本ソフトウェアとは、(i) コンピュータプログラムESET NOD32 Antivirus（すべての部品を含む）と、(ii) 光記憶媒体上のオブジェクトコードの形態で、またはインターネットを経由した電子メールによって、供給される本ソフトウェアを含むディスク、光記憶媒体、電子メールによる通知およびそのすべての添付ファイル（存在する場合）、または本契約が添付されているその他の媒体のコンテンツと、(iii) 本ソフトウェアに関する何らかの説明、仕様、特性の説明、制御の説明、本ソフトウェアが使用される際のインターフェイスの説明、本ソフトウェアのマニュアルもしくはインストール手引書、または本ソフトウェアの正しい使用に関する何らかの説明など、本ソフトウェアに関連する一切の説明資料および一切のドキュメント（以下「本件ドキュメント」とします）と、(iv) 本ソフトウェアのコピー、本ソフトウェアにエラーが存在する場合はその修正、本ソフトウェアへの追加、本ソフトウェアの拡張、本ソフトウェアの改変バージョン、本ソフトウェアの新バージョン、および本ソフトウェア部品のすべてのアップグレード（供給された場合）とを意味し、これらに関連して供給者はお客様に本契約の第4条に基

づくライセンスを付与します。供給者は本ソフトウェアを、実行コードの形態においてのみ供給するものとします。

2. 供給者への侵入プログラムおよび情報の転送

本ソフトウェアには、新型のコンピュータウイルス、その他の類似する有害なコンピュータプログラムおよび不審なファイルや問題のあるファイル（以下「侵入プログラム」とします）のサンプルを、本ソフトウェアがインストールされているコンピュータおよび/またはプラットフォームに関する情報（以下「本件情報」とします）を含めて収集し、その後供給者に送信する機能が搭載されています。本件情報には、エンドユーザおよび/または本ソフトウェアがインストールされているコンピュータのその他のユーザに関するデータ（個人データを含む）、コンピュータ、インストールされているオペレーティングシステムおよびプログラムに関する情報、本ソフトウェアがインストールされているコンピュータ上のファイルおよび侵入プログラムの影響を受けたファイル、ならびに当該ファイルに関する詳細情報が含まれていることがあります。供給者は、得られた本件情報および侵入プログラムを、侵入プログラムの検査のみに使用するものとし、得られた本件情報を秘密に保つために、妥当な対策を行うものとします。お客様が本契約に同意し、本ソフトウェアの上記機能を有効にした場合、お客様は侵入プログラムと本件情報が供給者に転送されてもよいと同意したことになり、かつ同時に、得られた本件情報を処理するために関連する法的規制に従って必要とされる承諾を、供給者に与えたこととなります。

3. インストール

CD-ROMメディアまたはDVDメディアによる提供、電子メールによる送信、インターネットからのダウンロード、提供元のサーバからのダウンロード、他の供給元からの入手にかかわらず、本製品はインストールおよびアクティベーションを必要とします。お客様は本ソフトウェアを、少なくとも本件ドキュメントに記載の要件を満たしている、正しく設定されたコンピュータ上にインストールする必要があります。インストールの様子は、本件ドキュメント内に明記されていません。本ソフトウェアに対して好ましくない影響を及ぼす可能性があるコンピュータプログラムまたはハードウェアを、本ソフトウェアのインストール先コンピュータ上に導入してはなりません。

4. ライセンス

お客様が本契約書に同意しており、第17条に基づくライセンス料を支払い期日に支払うことを前提として、供給者はお客様に対し、コンピュータのハードディスクまたは類似するデータの永久記憶用媒体へ本ソフトウェアをインストールし、コンピュータシステムのメモリへ本ソフトウェアをインストールおよび格納し、コンピュータシステム上で本ソフトウェアを格納および表示する、非独占的かつ譲渡禁止の権利を付与します（以下「ライセンス」とします）。

5. エンドユーザの権利行使

お客様は、エンドユーザの権利を、直接またはお客様の被雇用者（存在する場合）を通じて行使する必要があります。お客様はエンドユーザとして、自らの活動を確実なものとするためにのみ、およびお客様がライセンスを取得してそれに対する支払いを行ったコンピュータシステムを保護するためにのみ、本ソフトウェアを使用できます。

6. エンドユーザの権利の制限

下記の除外事項に従い、お客様は本ソフトウェアのコピー、配布、部品の分離、または派生パー

ジョンの作成を行ってはなりません。

- (a) お客様は自分用に、データの永久記憶用媒体上に本ソフトウェアのコピーを1つ、バックアップコピーとして作成できます。ただし、この保管用のバックアップコピーは、いかなる他のコンピュータ上でもインストールまたは使用してはなりません。それ以外で、本ソフトウェアのコピーを作成することは、本契約に対する違反とします。
- (b) 本契約に規定されている以外のいかなる態様でも、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアのコピーの使用、改変、複製、または使用权の譲渡を行ってはなりません。
- (c) 本ソフトウェアの売却、サブライセンス付与、他人への賃貸もしくは他人からの賃借、または本ソフトウェアの貸与を行うことは禁じられています。
- (d) 本ソフトウェアの分析、逆コンパイル、またはソースコードの逆アセンブルを行ったり、ソースコードを取得しようとしたりしてはなりません。ただし、そのような制限を設けることが法律によって明示的に禁止されている範囲内においては、この限りではありません。
- (e) 本ソフトウェアに基づくいかなる派生物も、作成してはなりません。
- (f) お客様は、著作権法およびその他の知的財産権から生じる、適用可能な制限など、本ソフトウェアを使用する際の法律におけるすべての適用可能な法的規制に従う態様においてのみ、本ソフトウェアを使用することに同意することとします。
- (g) お客様は、試用版または再販不可品（Not-For-Resale：以下「NFR」とします）として入手した本ソフトウェアを、第17条に基づくライセンス料の支払いを回避する目的で、道徳に反して使用してはなりません。

7. 著作権

本ソフトウェアおよび、これに含まれる法的所有権および知的財産権などのすべての権利は、ESETおよび/またはESETのライセンス供給者の財産です。これらは国際条約の規定と、本ソフトウェアが使用される国のその他すべての適用法によって、保護されます。本ソフトウェアの構造、編成、およびコードは、ESETおよび/またはESETのライセンス供給者の企業秘密および秘密情報です。お客様は、第6条(a)に当てはまる場合を除いて、本ソフトウェアをコピーすることはできません。本契約に基づき、お客様が作成するコピーはすべて、本ソフトウェア上に明示されているものと同じの著作権表示および法的所有権表示を含んでいなければなりません。お客様が分析、逆コンパイル、またはソースコードの逆アセンブルを行ったり、本契約の規定に違反するその他の何らかの態様でソースコードを入手しようとした場合は、それによって得られたいかなる情報も、それが発生した瞬間からすべて、自動的にかつ取り消しできない形で供給者に譲渡され、供給者の所有であるとみなされるものとします。

8. 権利の留保

本ソフトウェアに対する権利は、本契約において本ソフトウェアのエンドユーザとしてのお客様に明示的に付与されたものを除き、すべて供給者自身が留保します。

9. 複数言語対応バージョン、マルチオペレーティングシステム対応バージョン、複数コピー

本ソフトウェアが複数のプラットフォームまたは言語をサポートしているか、お客様が本ソフトウェアのコピーを多数入手した場合、お客様は自分が注文書に明記し、本契約の第17条に基づく関連のライセンス料を支払った数よりも多くのコンピュータシステムに、本ソフトウェアの各バージョンおよびコピーをインストールすることはできません。またお客様が使用していない本ソフトウェアのいかなるバージョンまたはコピーも、他者を相手に売却、賃貸、賃借、サブライ

センス付与、貸与、または譲渡してはなりません。

10. 本契約の開始および期間

本契約は、本ソフトウェアのインストール初日から有効となります。お客様は、供給者またはそのビジネスパートナーから入手した本ソフトウェア、すべてのバックアップコピー（存在する場合）、およびすべての関連資料を、永久的に削除、破棄、または自費で返却することにより、本契約を終了できます。お客様が本契約条項のいずれかを遵守できなかった場合、お客様のエンドユーザとしての権利は、供給者からのいかなる通知もなしに、自動的かつ直ちに抹消されます。そのような場合、お客様は本ソフトウェア、すべてのバックアップコピー（存在する場合）、およびすべての関連資料を、速やかに削除、破棄、またはESETもしくは本ソフトウェアの入手先に自費で返却しなければなりません。

本契約は、本ソフトウェアの注文書にお客様が明記した期間のとおり、1年もしくはそれ以上履行され、お客様がライセンス延長のために本契約の第17条に基づくライセンス料を支払うことを条件に、さらに1年もしくはそれ以上の期間延長を、繰り返し行うことができます。

本契約の終了の態様に関係なく、第7条、第8条、第11条、第13条、および第20条の規定は、無期限に有効であり続けるものとします。

11. エンドユーザの表明

お客様はエンドユーザとして、本ソフトウェアが明示または暗黙のいかなる種類の保証も伴わず、適用法によって許可される最大限の範囲において、「現状のまま」提供され、供給者、そのライセンス供給者、または著作権保持者のいずれも、明示的であるか暗黙的であるかを問わずいかなる保証の表明も行わないこと、特に、販売保証もしくは特定目的適合性の保証、または本ソフトウェアが第三者のいかなる特許権、著作権、商標権もしくはその他の権利をも侵害していないという保証の表明を行わないことを、承認します。供給者もその他の関係者も、本ソフトウェアに含まれる機能がおお客様の要求に沿うこと、または本ソフトウェアの動作が円滑でエラーのないものであることの保証は行いません。お客様は、意図する結果に到達するための本ソフトウェアの選択、および本ソフトウェアのインストール、使用、および本ソフトウェアで達成される結果について、完全に責任とリスクを負うこととなります。

12. さらなる義務の否定

本契約で具体的に列挙される義務以外に、本契約が供給者側に対して課す義務はありません。

13. 保証の制限

適用法によって許可される最大限の範囲において、いかなる場合も供給者、その被雇用者、またはそのライセンス供給者は、どのような態様で発生したものであろうと、契約、意図的な違法行為、怠慢または責任の発生を定めるその他の事実のいずれに起因するものであるかを問わず、本ソフトウェアを使用したことにより、または本ソフトウェアが使用できないことにより発生した、利益、収益もしくは売り上げの損失、または何らかのデータ損失、または予備の物品もしくはサービスの調達にかかった費用、物的損害、人的損害、事業の中断、企業情報の損失、またはあらゆる特別損害、直接損害、間接損害、事故による損害、経済的損害、補填損害、犯罪による損害、もしくは後続損害について、責任を負わないものとします。これは、たとえ供給者またはそのライセンス供給者がそのような損害の可能性について通知を受けていた場合であっても同様です。ある特定の国およびある特定の法律においては、責任の排除が許可されず、しかし責任の制限は許可され得るため、供給者、その被雇用者、またはそのライセンス供給者の賠償責任額

は、お客様がライセンスの対価として支払った金額を限度とします。

14. 本ライセンス契約の適用の制限

本契約に記載のいかなる条項も、法律によって消費者としての権利および立場が認められている関係者の権利に影響を及ぼすことはないものとします。供給者は、供給者自身、その被雇用者、およびそのライセンス供給者のために、第13条に記載の義務、責任および保証の拒否、除外または制限を目的とした行動をとるものとします。ただし、これ以外の目的またはこれ以外の事柄については、この限りではありません。

15. サポート

供給者は、本ソフトウェアの最新バージョンに対する技術サポートを確実に提供するものとします。ただし技術サポートは製品が購入された国の言語でのみの提供です。ライセンス期間全体にわたって、エンドユーザは以下のサービスを使用する権利を有するものとします。

(a) 技術的支援

供給者またはそのビジネスパートナーは、公表されている営業時間を通して、本ソフトウェアの最新バージョンを使用するにあたってのトラブルシューティングおよびデバッグについて、支援およびサポートを確実に提供するものとします。営業時間外に受けた支援およびサポート要請はすべて、翌営業日に受け付けられたとみなされるものとします。供給者への支援およびサポート要請の伝達は、本件ドキュメントまたは供給者もしくはそのビジネスパートナーのWebサイトに明記されている専用の電話番号または電子メールアドレス宛てに、電話、ファクシミリ、または電子メールを使って行うことができます。支援およびサポート要請は、十分に明確であり、かつ報告された問題の再現を可能にするデータを包含していなければなりません。必要に応じて、エンドユーザには、報告された問題の解決にあたって不可欠な援助を提供する義務があるものとします。

(b) アップデート

アップデートには、本ソフトウェアまたはその個々の部品の新バージョンまたは変更点が含まれるものとし、供給者はこれを自社WebサイトまたはビジネスパートナーのWebサイトで公開するものとします。供給者はアップデートを、インターネットのネットワークを通じて、Webサイト内の保護された領域から、エンドユーザにとってアクセス可能にしなければなりません。アップデートにアクセスするには、ユーザ名およびパスワード（以下「識別情報」とします）が必要であるものとします。エンドユーザの識別情報は、半角英数字のランダムな組み合わせから成り、供給者のビジネスシステムにより自動生成されるものとします。識別情報は、電子メールのメッセージ形式、ライセンス製品の商業包装への封入、または他の適切な態様で、エンドユーザに伝達されるものとします。エンドユーザは、破損、紛失、または悪用から識別情報を保護する義務があるものとします。初めてエンドユーザ識別情報が悪用されたことが発覚した時点で、供給者は元の識別情報の機能を停止し、エンドユーザに新しい識別情報（以下「代替識別情報」とします）を発行するものとします。エンドユーザには、識別情報の悪用に関する調査において供給者が要求するすべてのデータ（コンピュータシステムの操作記録、ファイルへのアクセス記録、およびその他の必要なデータへのアクセスを含むが、これらに限定されない）を、供給者に提供する義務があるものとします。代替識別情報の悪用が発覚した場合、供給者は自己裁量に基づき、エンドユーザに新しい代替識別情報を発行するか、エンドユーザに対するいかなる補償もなしに直ちにライセンスを取り消すことができます。損害補償に対する供給者の権利は、ライセンスの即時取り消しによって影響されることはないものとします。エンドユーザは、供給者またはその

契約パートナー（以下「正規供給元」とします）のWebサイトからのみ、アップデートを入手する義務があるものとします。エンドユーザは、ライセンス製品の各新バージョンまたは変更点を、入手後すぐに、または本ソフトウェア、本件ドキュメント、または供給者もしくはそのビジネスパートナーのWebサイトにおいて明記されている時点以前に、インストールすることに同意することとします。供給者は、本ソフトウェアの各新バージョンまたは変更点のインストール義務にエンドユーザが違反したこと、および/または正規供給元以外の供給元からアップデートをインストールしたことにより発生した損害については、責任を負わないものとします。

(c) サポートの否定

供給者は、特に報告されたエラーが以下に当てはまる場合には、いかなるサポート提供義務をも負わないものとします。

- i. 本ソフトウェアもしくはそのソースコードに対する何らかの不正な干渉の結果、または本ソフトウェアにおける不正なパラメータもしくは設定を用いた結果、生じたエラー、
- ii. 本件ドキュメントに準拠しない形での本ソフトウェアの使用によって生じたエラー、
- iii. エンドユーザがインストールできていないアップデートの発行によって、すでに解決されているエラー、
- iv. エンドユーザが、本契約の第17条に基づくライセンス料の支払いを怠っているために生じたエラー、または
- v. 本契約で別段の規定がなされているエラー。

(d) トレーニング

本契約によって、本ソフトウェアの使用およびインストールにあたってのトレーニングおよび練習に関連するサービス提供を得る権利がエンドユーザに生じることはないものとします。

16. エンドユーザの変更

エンドユーザは、本契約から生じたライセンスおよびすべての権利を、別のエンドユーザに譲渡できます。ただしこれは、供給者の同意が得られており、かつ新しいエンドユーザが、本契約に基づき元のエンドユーザに付随しているすべての権利および義務を引き継ぐことを表明している場合に限りです。

17. ライセンス料および支払い条件

本ソフトウェアはライセンス供与されるのであって、販売されるわけではありません。本ソフトウェアのライセンス料は、本ソフトウェアの指定対象であるコンピュータシステムの数に応じて、供給者またはそのビジネスパートナーによる価格リストに基づき、明記されるものとします（以下「ライセンス料」とします）。ライセンス料の支払い時に、お客様は本ソフトウェア使用権獲得の対象となった期間全体にわたって、本契約条件に従い、本ソフトウェアを使用する資格を与えられるものとします。供給者またはそのビジネスパートナーによって発行された、請求書またはその他類似の書類において、別の支払い日が明記されていない限り、ライセンス料は、本ソフトウェアの引き渡し時に支払われなければなりません。お客様は、供給者の所得税を除く、適用法によって規定されている本ソフトウェアのライセンス提供に関連する税および関税納入の遂行責任を負うものとします。支払日までにライセンス料を支払えなかった場合、本ソフトウェアに対するお客様のライセンスは、自動的に取り消され、弁護士費用および裁判費用を含む、受け取るべき料金の回収に関連するすべての費用を、お客様に支払っていただくこととします。ライセンス料の支払い義務は、NFRまたは試用版として提供された本ソフトウェアには適用されないものとします。

18. NFRおよび試用版

お客様はNFRまたは試用版として供給された本ソフトウェアを、本ソフトウェアの機能を検証およびテストするためにのみ使用できます。また、NFRの本ソフトウェアは、デモンストレーション目的で使用することもできます。

19. エンドユーザーに関するデータおよび権利の保護

エンドユーザーは、提供元がそのエンドユーザーと本ソフトウェアがインストールされるコンピュータを識別できるデータを転送、処理、および保存する権限を提供元に与えるものとします。お客様は、供給者が独自の手段を用いて、お客様が本ソフトウェアを本契約の規定に従って使用しているかどうかを確認することに同意するものとします。お客様は、本ソフトウェアが供給者またはそのビジネスパートナーのコンピュータシステムと通信することによって、データが転送され得ること、その目的は本ソフトウェアの機能および使用権限の保証と、供給者の権利の保護であることに同意するものとします。

20. 輸出および再輸出に関する遵守

本ソフトウェア、本件ドキュメントまたはその各部（本ソフトウェアおよびその各部品に関する情報を含む）は、適用法に基づき管轄政府によって発行され得る法的規制に従い、輸入および輸出を監視するための方策下に置かれるものとします。お客様は、適用されるすべての輸入および輸出規制の厳守に同意し、本ソフトウェアの輸出、再輸出、移送、または輸入に関するライセンス取得については、お客様が責任を負わねばならないことを承認することとします。

21. 通知

すべての通知、返却される本ソフトウェアおよび本件ドキュメントは、スロバキア共和国 Einsteinova 24, 851 01 Bratislava, 所在のESET, spol. s r. o.およびビジネスパートナーに送達する必要があります。

22. 準拠法

本契約は、スロバキアの法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。エンドユーザーおよび供給者は、準拠法と国際物品売買契約に関する国連条約との間で矛盾する規定については、これを適用しないことに同意します。お客様は、いかなるクレームもしくは供給者との紛争に関する専属管轄権も、または本ソフトウェアをお客様が使用することに関わる専属管轄権も、スロバキア共和国ブラチスラバ第1地方裁判所に属することに明示的に同意し、さらに、いかなる当該紛争またはクレームとの関連についても、ブラチスラバ第1地方裁判所における対人管轄権の行使に同意し、明示的にこれを承諾します。

23. 一般条項

本契約の条項のいずれかが無効または履行不能である場合、これが本契約のその他の条項の有効性に影響を及ぼすことはないものとします。これらその他の条項は、本契約に定める条件に基づき、引き続き有効かつ履行可能であるものとします。本契約に対するいかなる修正も、書面によってしか行うことができず、当該修正には、供給者を代表して法定代理人が署名を施さなければなりません。

お客様および供給者間で締結される本契約は、本ソフトウェアに適用される単独かつ完全な合意を表すものであって、本ソフトウェア関連情報についての従前のいかなる表明、交渉、義務、報

告、または広告にも取って代わるものです。